

# 基本のルール解説

—2章関係を中心におさらい—

## はじめに

この資料はRRSやケースブック、その他ルール関係の教材等を書いてある事例を元に、ルール解説の講習用に作成したものです。

ルールの正しい解釈は、この資料の内容をそのまま鵜呑みにするのではなく、ルールブックやケースブックにて再確認するようにしてください。本資料中では分かりやすくするために、ルール本来の言い回しを省略したり、言い換えたりしている部分があります。本来の意味は変えないように注意したつもりですが、思わぬ解釈が発生する可能性は否定できません。

この資料が、ルールブックを読み返したり、ジャッジ関係者に聞いてみたり、あるいはフリートやクラブのメンバーと議論してみたりと、ルールを再確認するためのきっかけになれば幸いです。

なおケースブック日本語訳については、RRS2017-2020の改訂版はまだ発行されていないようです（2017年5月現在）。

World Sailing のWebサイト上に Case Book 英語版のPDFが掲載されていますが、一部のケースは改訂のため一時取り下げられているようです。

## 2章 艇が出会った場合

### A節 (航路権)

RRS10 反対タックの時 **ポートタック艇**

RRS11 オーバーラップ時 **風上艇**

RRS12 オーバーラップしていない時 **クリ  
アアスターン艇**

RRS13 タッキング中 **タッキング中の艇**

これらの艇はそうでない艇を**避けて**いなければならない

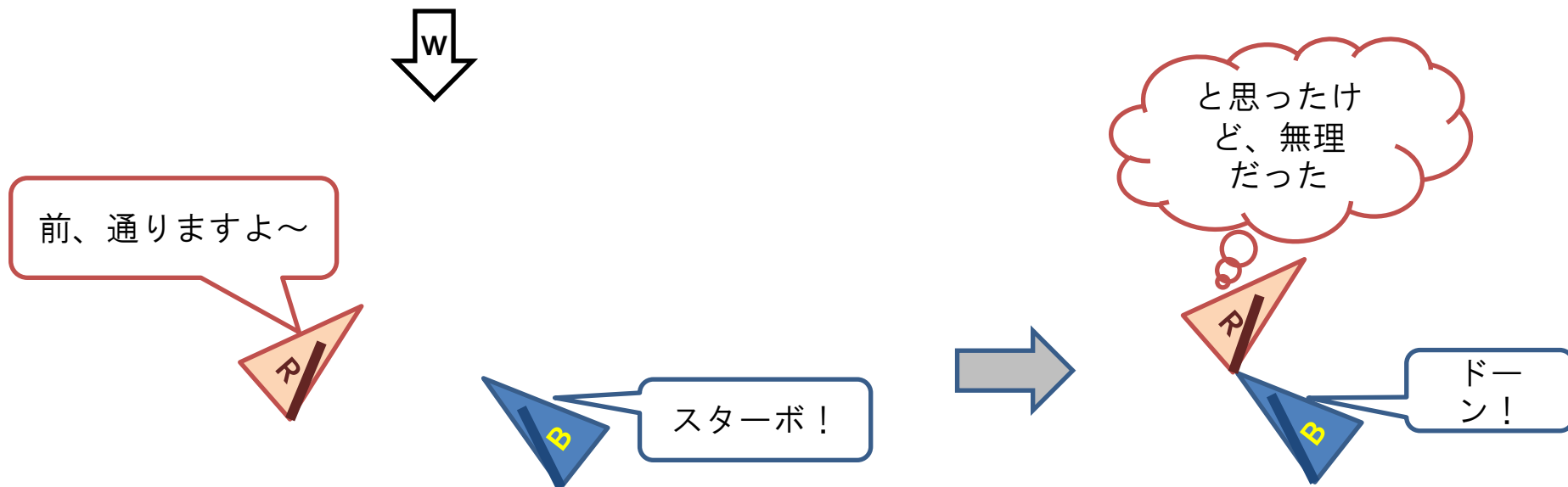
## B節（一般制限）RRS14～17

航路権艇の行動に対して制限をかけている

## RRS14

航路権艇であっても、**接触は回避しなければならない**（もちろん非航路権艇も）

## RRS14 接触の回避



- ・ 相手艇が避けていないことが分かった時には、接触を回避しなければならない。
- ・ 避けられたのに避けなかった場合は違反となる
- ・ ただし損傷や傷害がない場合、航路権艇は免罪される

→相手艇を壊したり乗員にケガを負わせた場合は、航路権艇でも失格になる可能性がある

→避けることが出来たか？というのもポイントになる。相手艇が避けていないことが分かった時点で接触は不可避だった場合、適用されない。

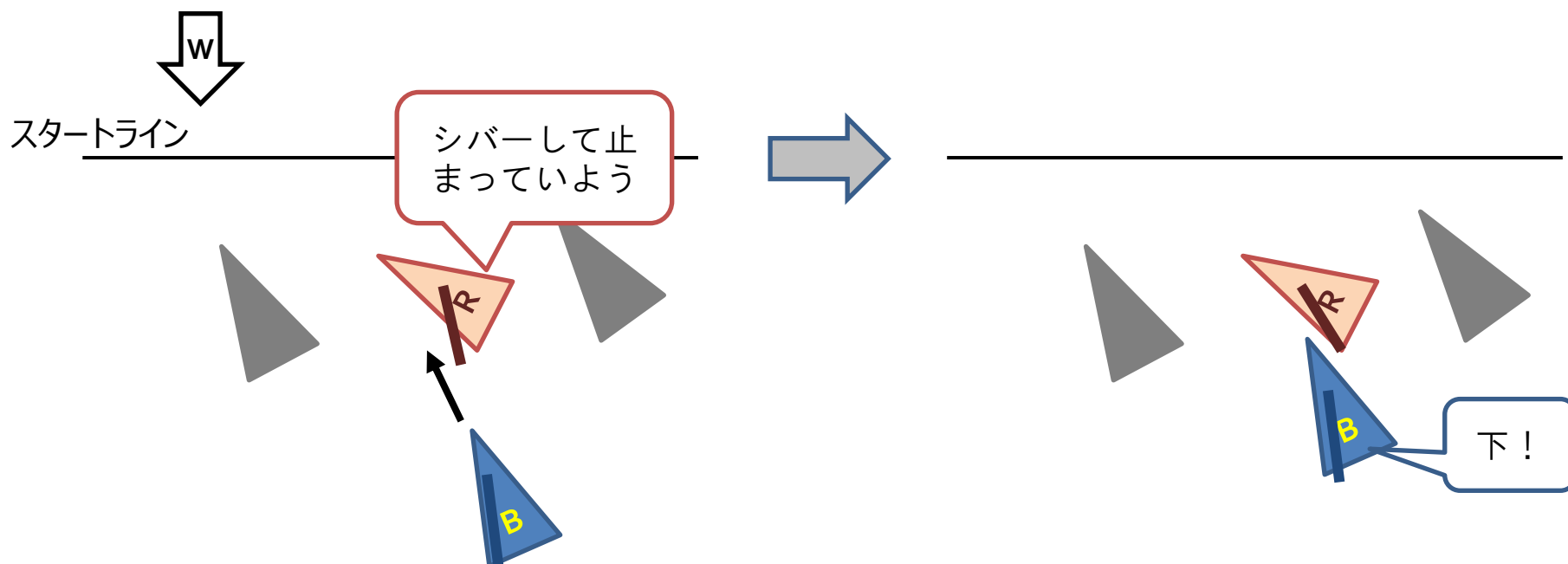
上の例では、Bが接触を回避することは常識的に可能なので14条違反。ただし損傷等が無い場合は免罪される。Rは10条違反。

## RRS15

航路権艇になる時は、最初に避けているためのルールを与えなければならない

## RRS15 航路権の取得①

【例えば】他艇の下側にオーバーラップした時（スタート前など）



Bはクリアアスターンから風下艇になることで航路権を獲得したので、RRS15に従わなければならない。  
→風上艇のRに避けるためのルールを与えなければならない。

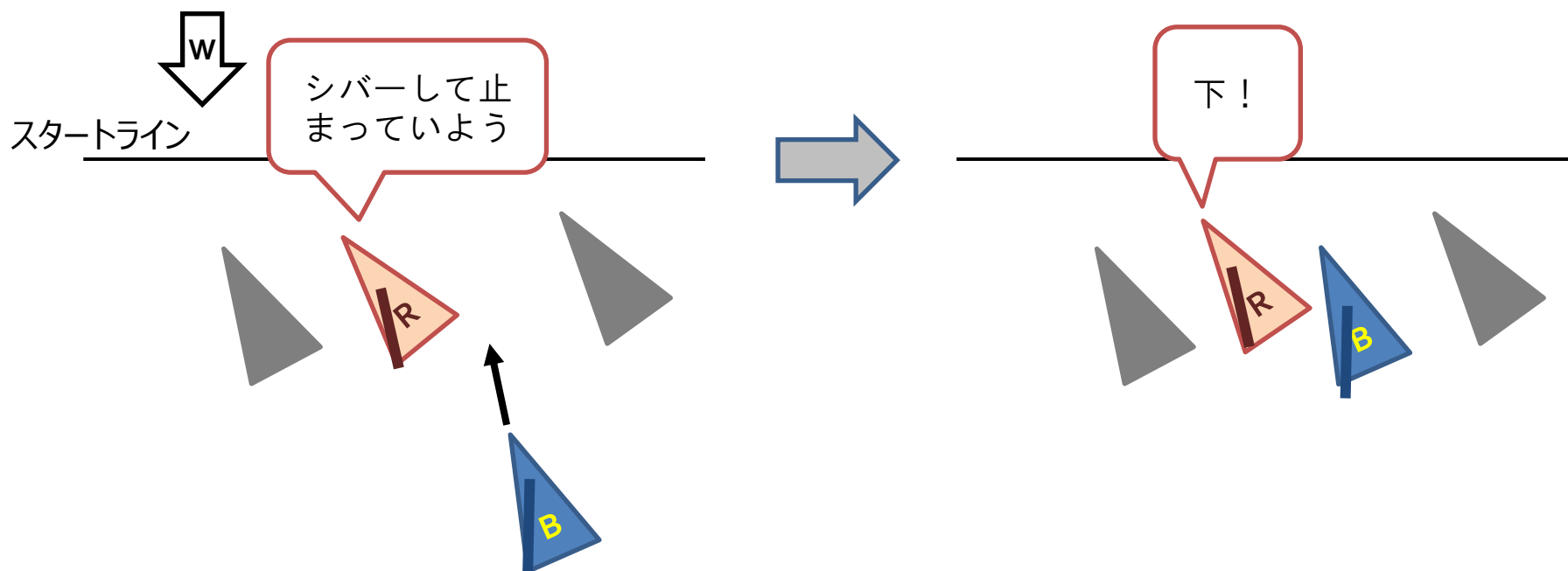
ちなみに、航路権が移ることを予期して行動する必要はない→ケース53参照

「下側に入られるのが分かってたんだから、予測して避けておくべき」という風下艇の主張は通らない



## RRS15 航路権の取得②

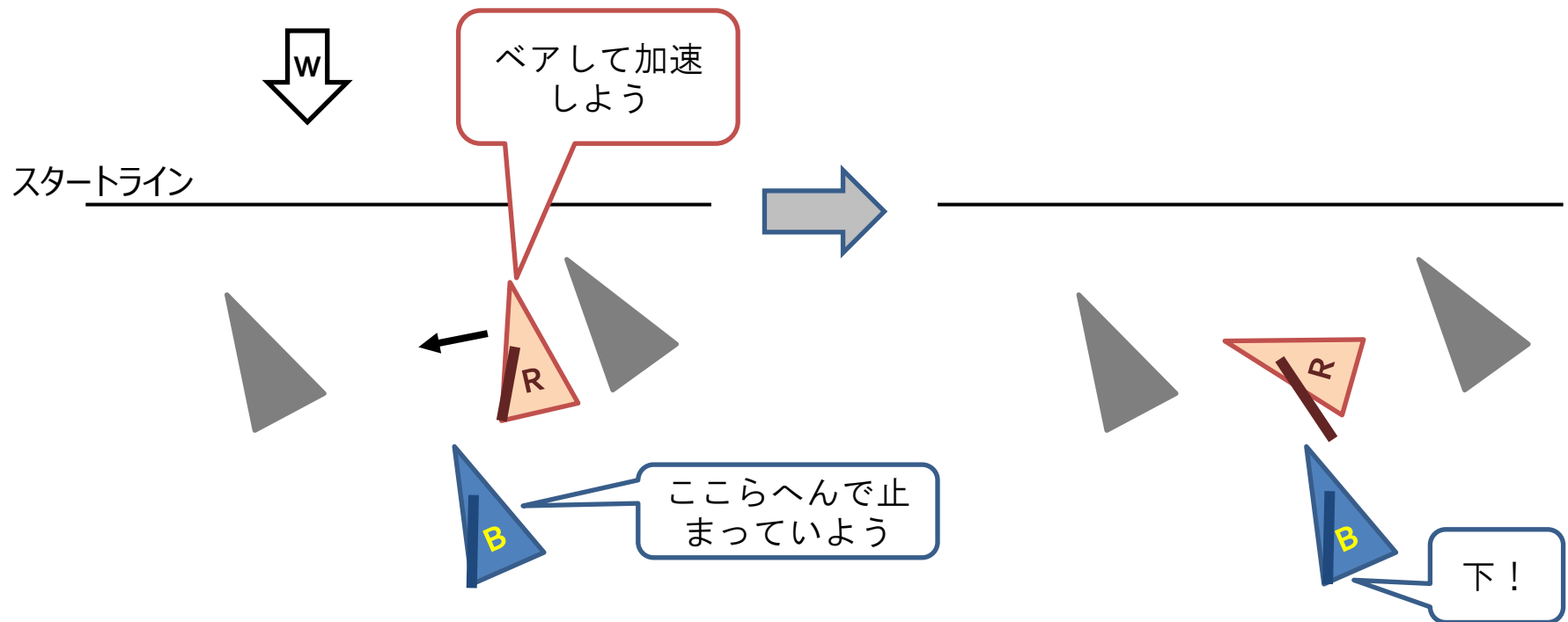
【例えば】他艇の**上側**にオーバーラップした時はどうなるだろう？



この場合、Bは最初からずっと相手艇を避けていなければならない（航路権を取得していない）。RRS15は関係ない。

## RRS15 航路権の取得③

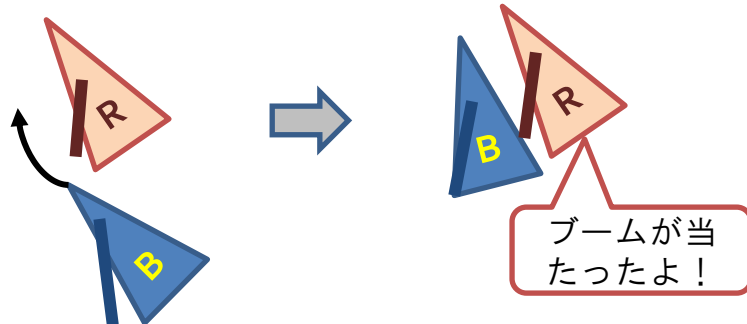
【例えば】前にいた艇がベアしたことでオーバーラップした時は？



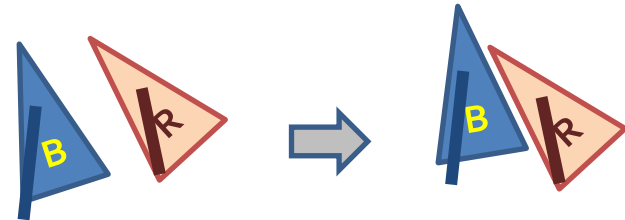
この場合、クリアアヘッドだったRがベアすることで、風下艇（B）に航路権が移った。風上艇（R）はオーバーラップが始まった瞬間から風下艇を避けていなければならない。  
【RRS15の例外】他艇の行動によって航路権を得た場合を除く

## RRS15 航路権の取得【番外編】

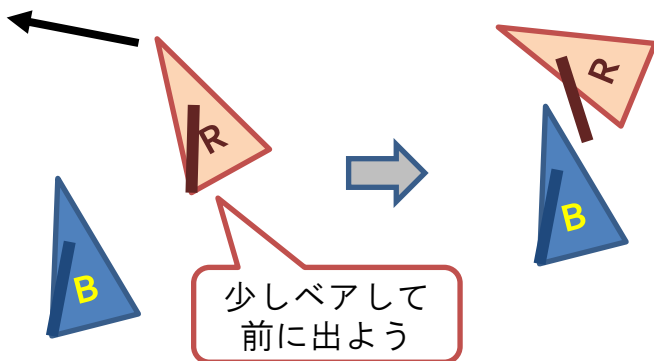
実際、どれくらい離れていれば「避けるためのルーム」を与えた/与えていないと言えるのか？



オーバーラップした途端に接触するような場合、「避けるためのルーム」を与えたとは言えない。



Bは最初はギリギリで接触しない程度のスペースを空けていたが、その後ラフした。風上艇 (R) はコースを変えておらず、Bのラフによって接触した場合、Bが16条（後述）違反になる可能性もある。



避けるためのルームを与えられたのに使わなかった例。Rには十分なスペースがあった。

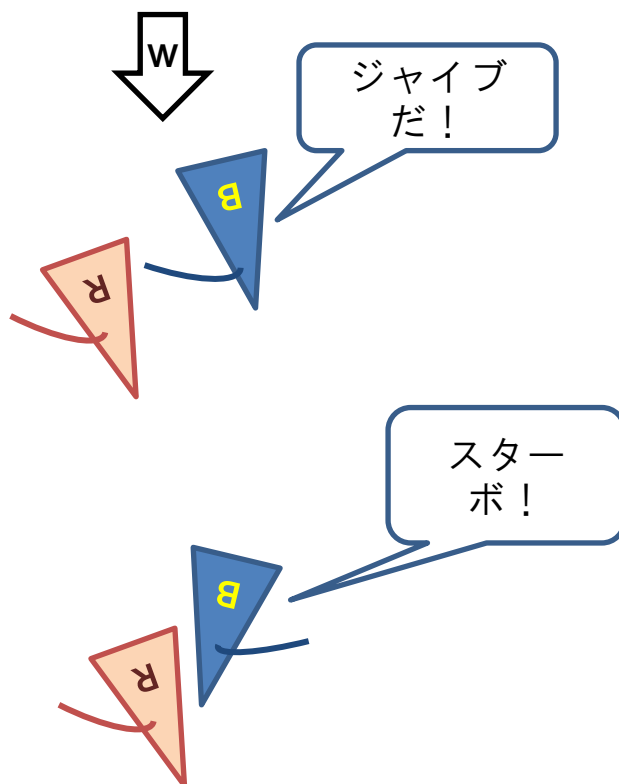
「これくらい」という明確な目安は規則の条文には書いていない。

定義「ルーム」には「シーマンらしいやり方で速やかに操船している間に、その場の状況で必要としている余地」と書かれている。

「その場の状況」とは、風の強さ、波の大きさ、潮の流れの有無によっても異なるだろう。

## RRS15 航路権の取得④

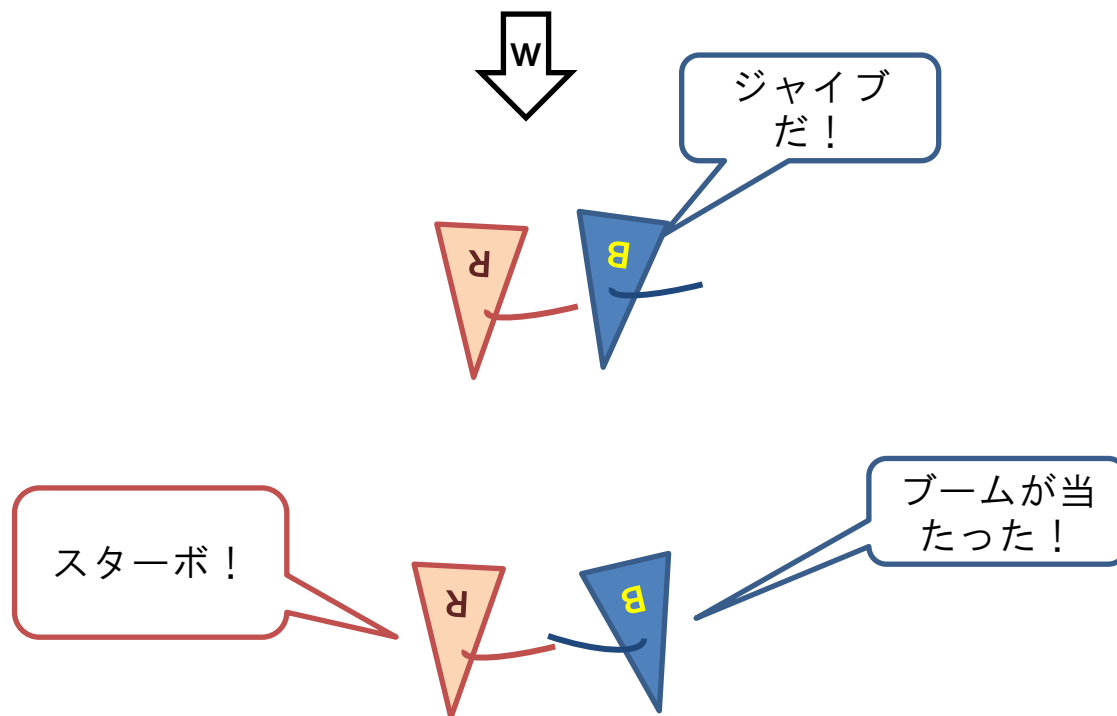
【例えば】風上艇がジャイブしてスターボードに



ただし「避けるためのルーム」はずっと続くものではない。必要なだけの時間とスペースを与えられた後は、非航路権艇は避けていなければならない。

## RRS15 航路権の取得⑤

【例えば】風下艇がジャイブしてポートタックに



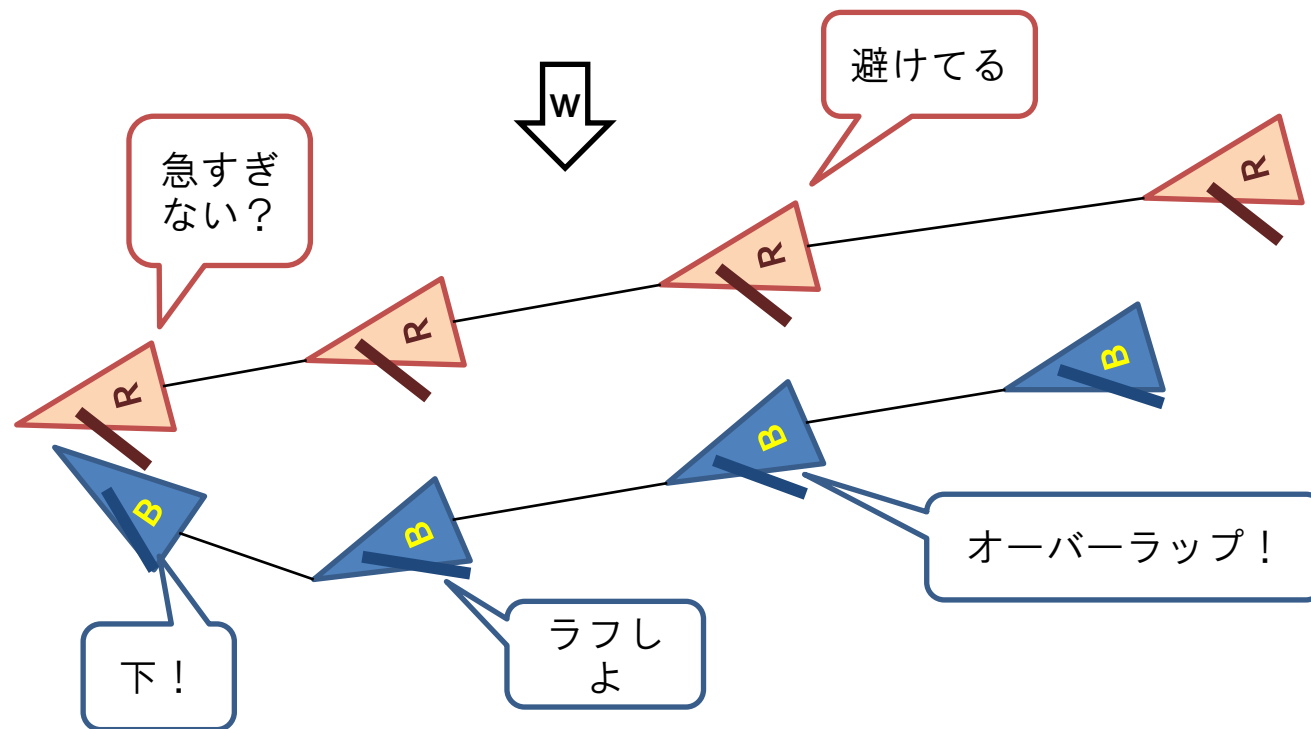
風下艇の行動によってスターボードの航路権艇となった。このため RRS15は適用されない。

上の例の場合、Bは10条と14条違反となる。

## RRS16.1

コースを変更する時は、他艇に避けているためのルールを与えなければならない

## RRS16.1 コース変更



後ろから追いついた風上艇 (R) は風下艇 (B) を避けていたが、風下艇 (B) の急激なコース変更に対応するだけのルールは与えられていない。

## RRS16.2

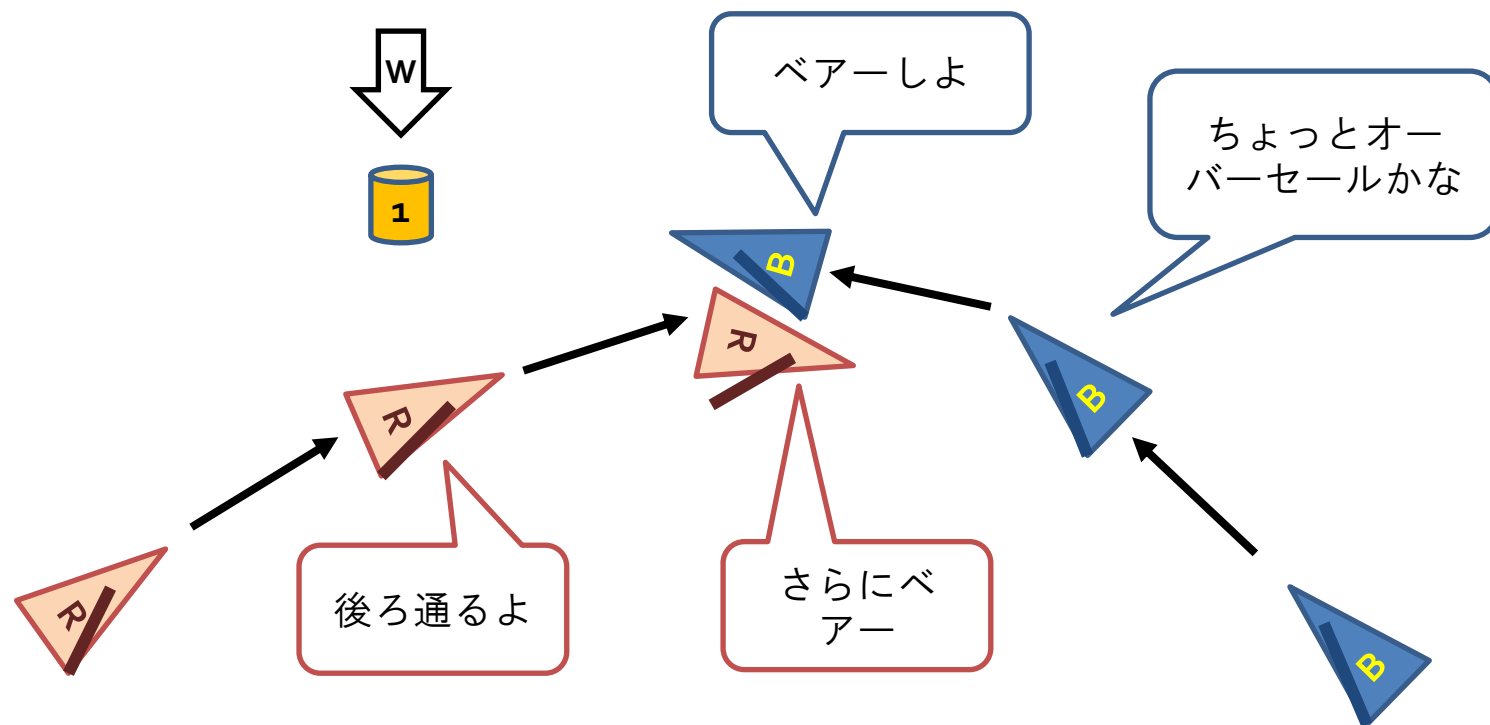
ポート艇が後ろを通過して避けている時に、スターボード艇はコースを変更して、**さらに避けさせてはならない**

(ただしスタート信号後)



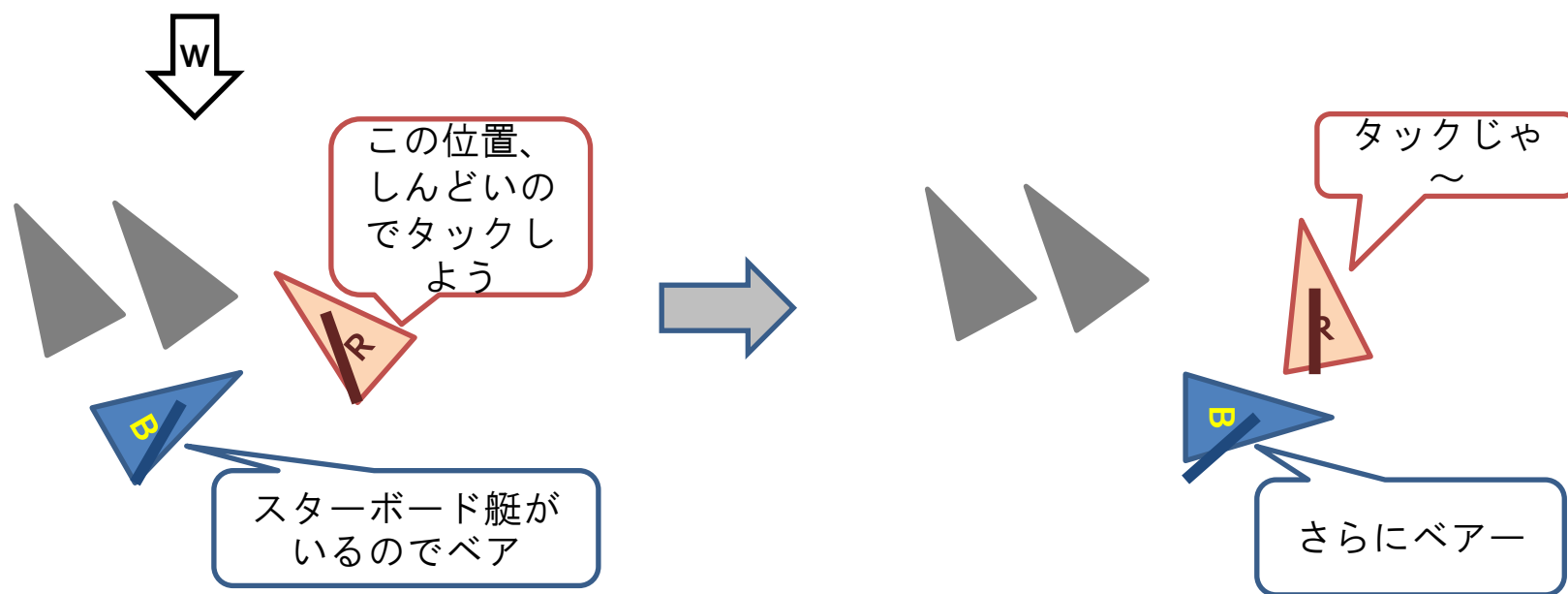
## RRS16.2 コース変更 ポート艇が後ろを通っている時①

【例えば】スターボード艇もベアー



## RRS16.2 コース変更 ポート艇が後ろを通っている時②

【例えば】 タックする

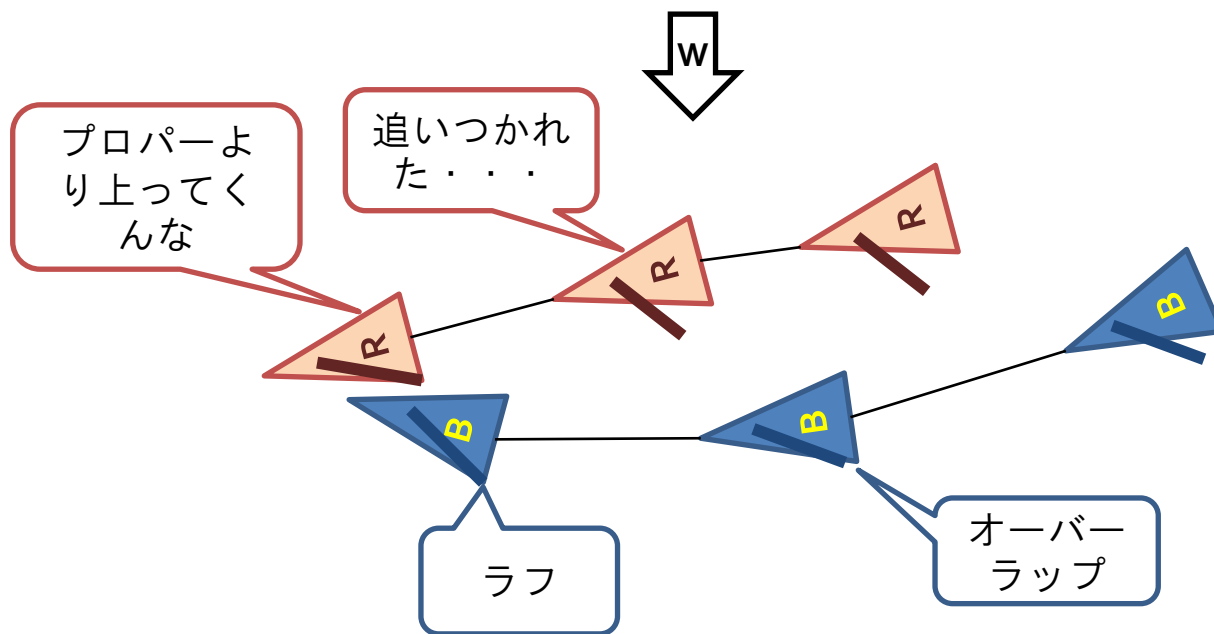


実際のケースでは、RRS13や11が適用される可能性もありそう。  
(タック中の艇を避ける、タック完了後の上下)

## RRS17

風下2艇身以内で他艇の下側にオーバーラップした場合は、風下艇は自身のプロパーコースより風上を走ってはならない

## RRS17 同一タックでのプロパーコース①



2

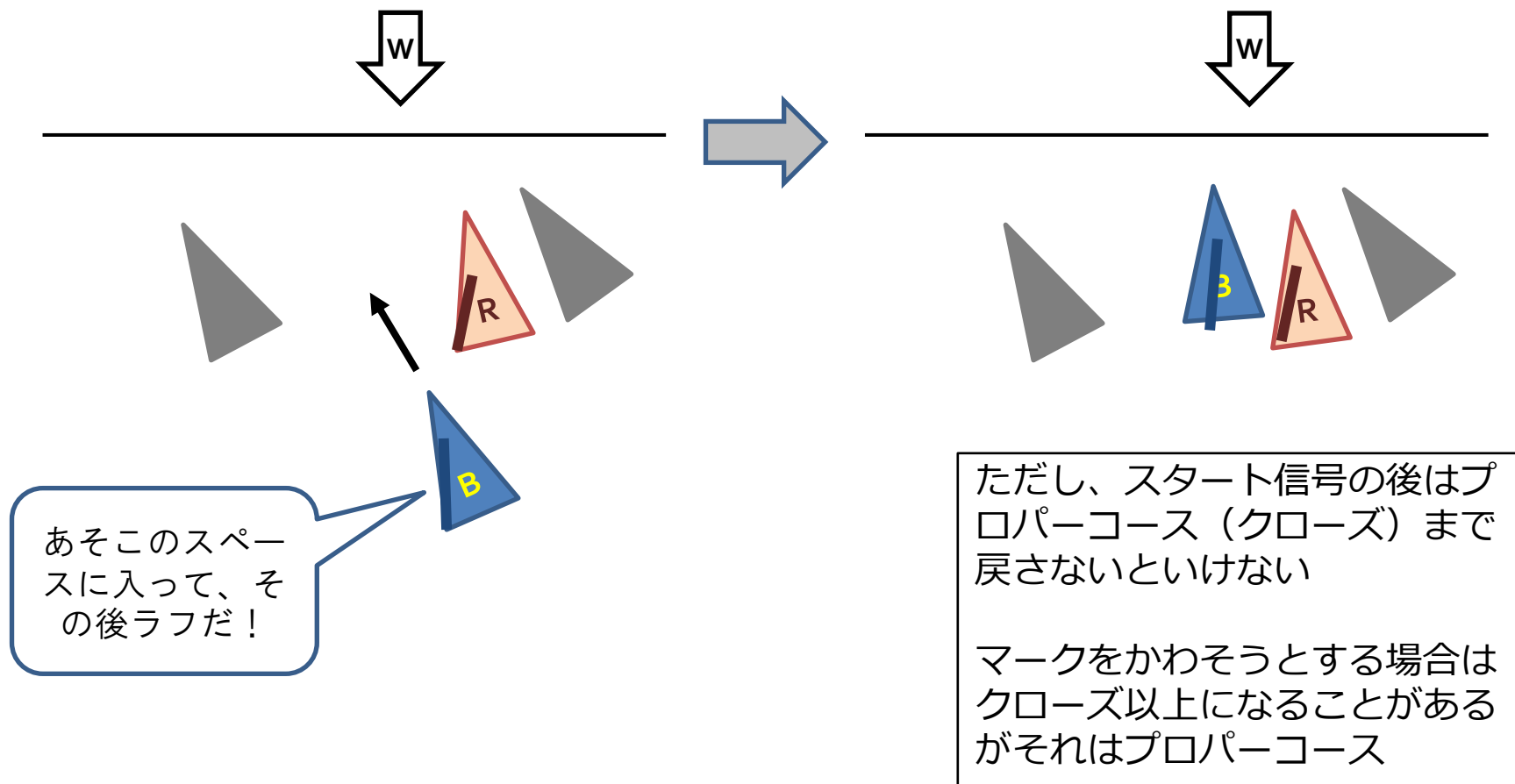
【次の場合は例外】

- ・ 他艇のスターンを通過してかわせる場合
- ・ オーバーラップが風上艇がタッキング中に始まった場合

※プロパーコースは艇によって異なることはある→Case14と46を参照

## RRS17 同一タックでのプロパーコース②

「スタート信号前、艇にはプロパーコースはない」ので、クローズホールドを超えてラフできる（B節の規則には従わなければならない）



## C節 マークおよび障害物において

# その前にゾーンとは？

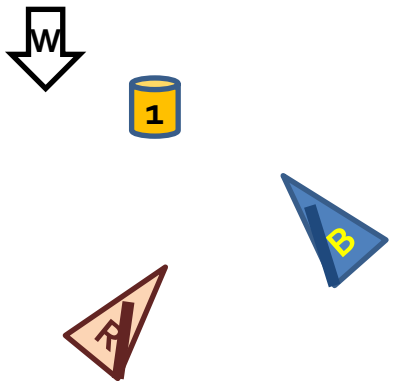
定義 ゾーン

マークから3艇身のエリア。

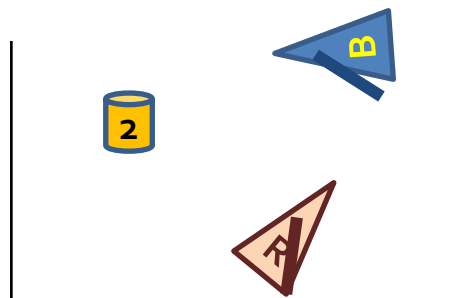
艇体の一部がゾーン内にある時、その艇はゾーンに入っている。

RRS18は艇が回航しようとするマークにおいて、どれか1艇がゾーンにいる時に適用される（RRS18.1）。

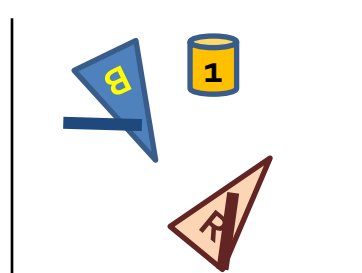
【ただし以下の場合には適用されない場合】



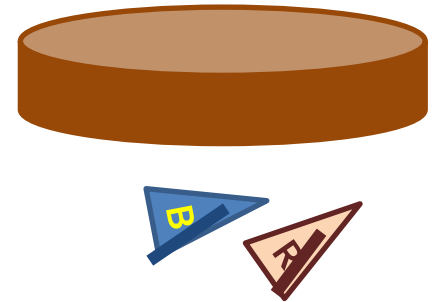
(a)風上に向かうビートで反対タックの艇間



(b)どちらか一方の艇のマークにおけるプロパーコースがタックすることである場合の、反対タックの艇間



(c)マークに向かう艇と、離れる艇



(d)マークが連続した障害物（島など）の場合。  
→RRS19が適用される

## その前にマークルームとは？

### 定義 マークルーム

- ・ 求められた側でマークを通過するためのルーム
- ・ マークに向かって帆走するためのルーム（プロパーコースがマークに向かう場合のみ）
- ・ 必要なだけマークを回航するためのルーム

→基本的にはマークに向かってまっすぐ向かう最小限のコースと言える（はず）

ただし2章A節（航路権）の関係が無くなるわけではない。

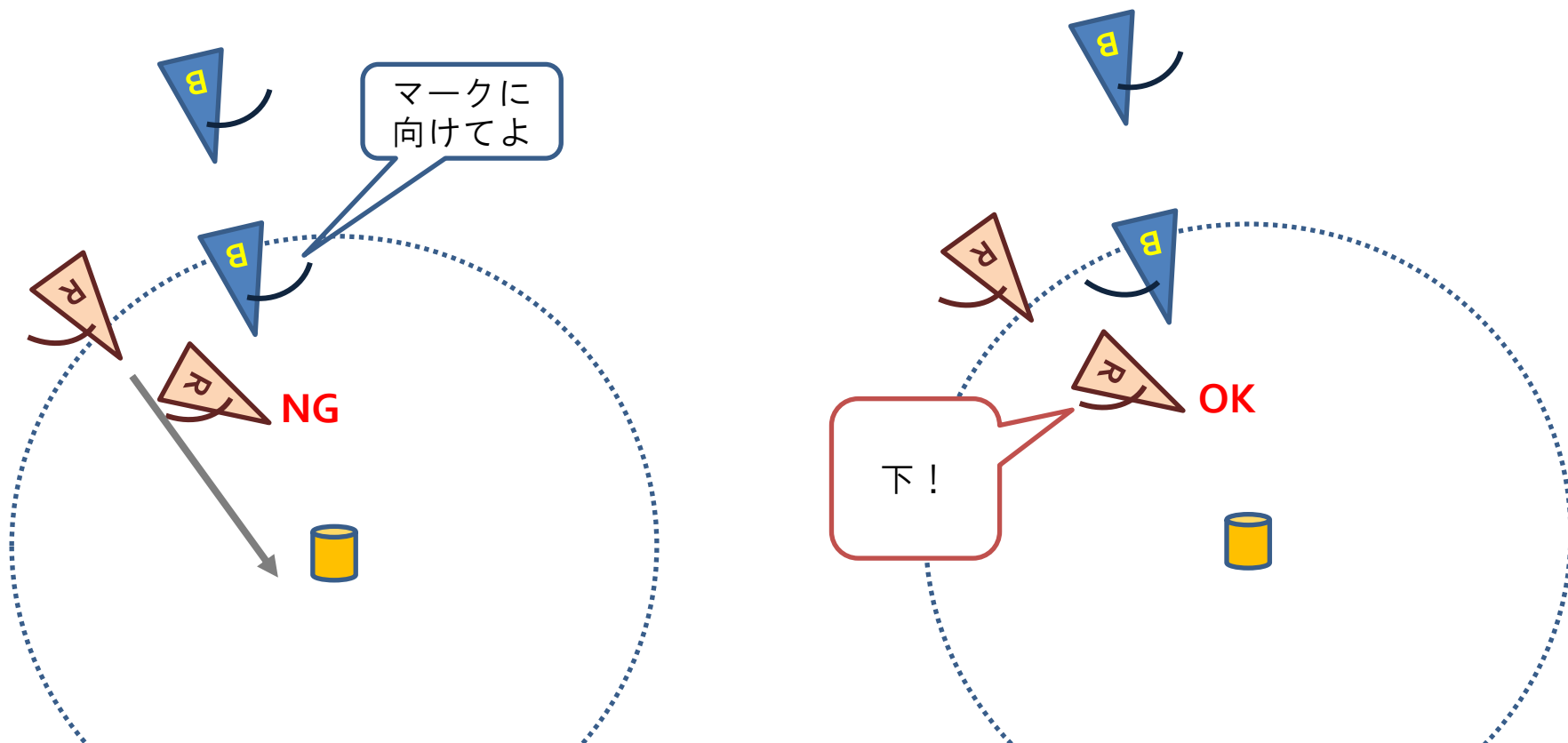
与えられたマークルームやルームの中を帆走している艇はそのルームを与えた艇とのインシデントで免罪される  
RRS21（A節,RRS15,16,31の違反に対して）



## 定義 マークルーム①

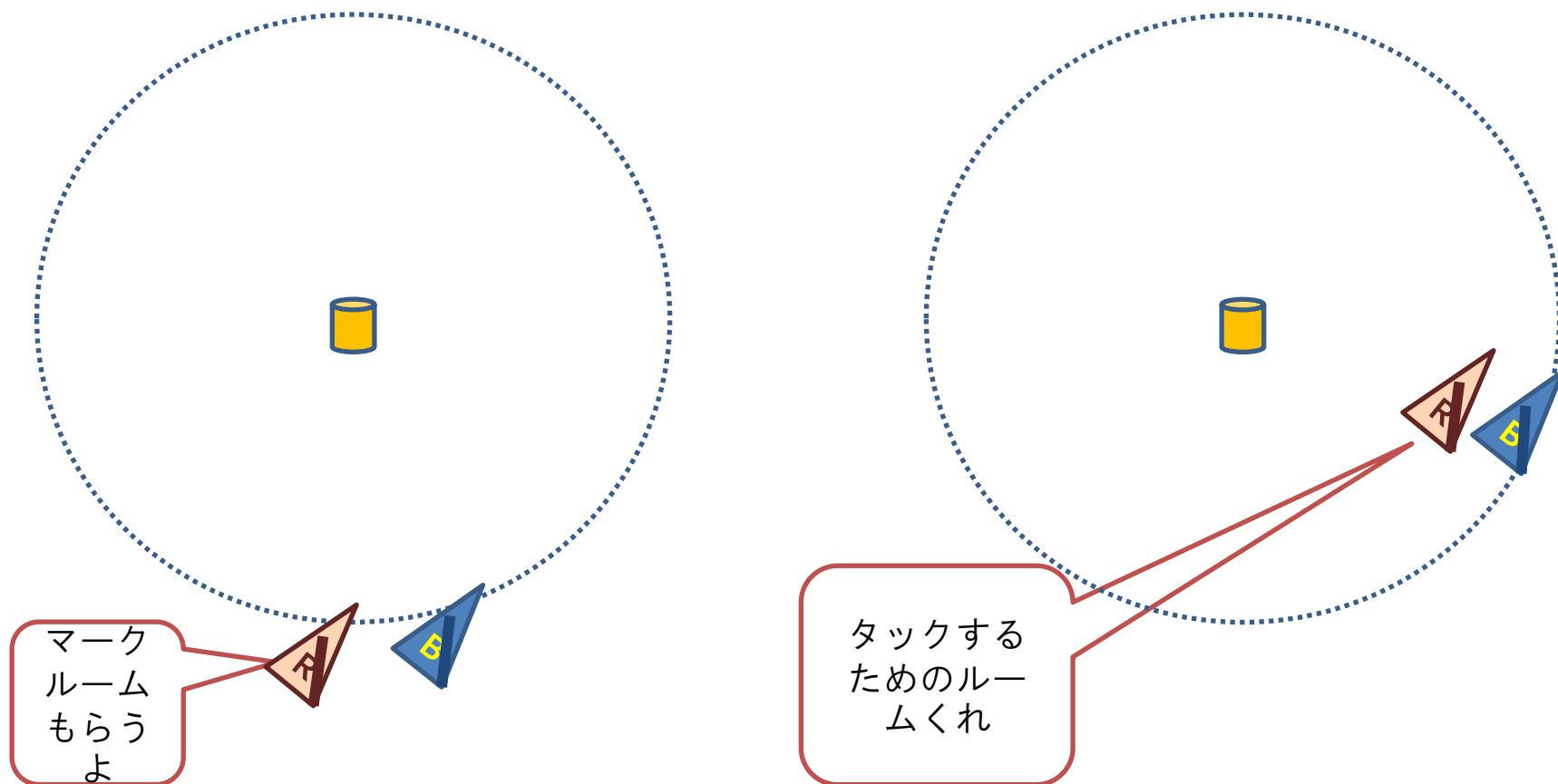
下の図の左右どちらの場合でも先行艇 (R) はマークルームを与られている。

- ・ 左のケースでは非航路権艇なので、マークを回航するのに必要とする以上のルームは与えられない。
- ・ 右のケースではRは航路権艇なので、ラフする場合、風上艇 (B) は避けていなければならない (RRS16.1の制限は受ける)



## 定義 マークルーム②

タックした後にマークをフェッチングする場合には、マークルームにはタックするためのルームを含む

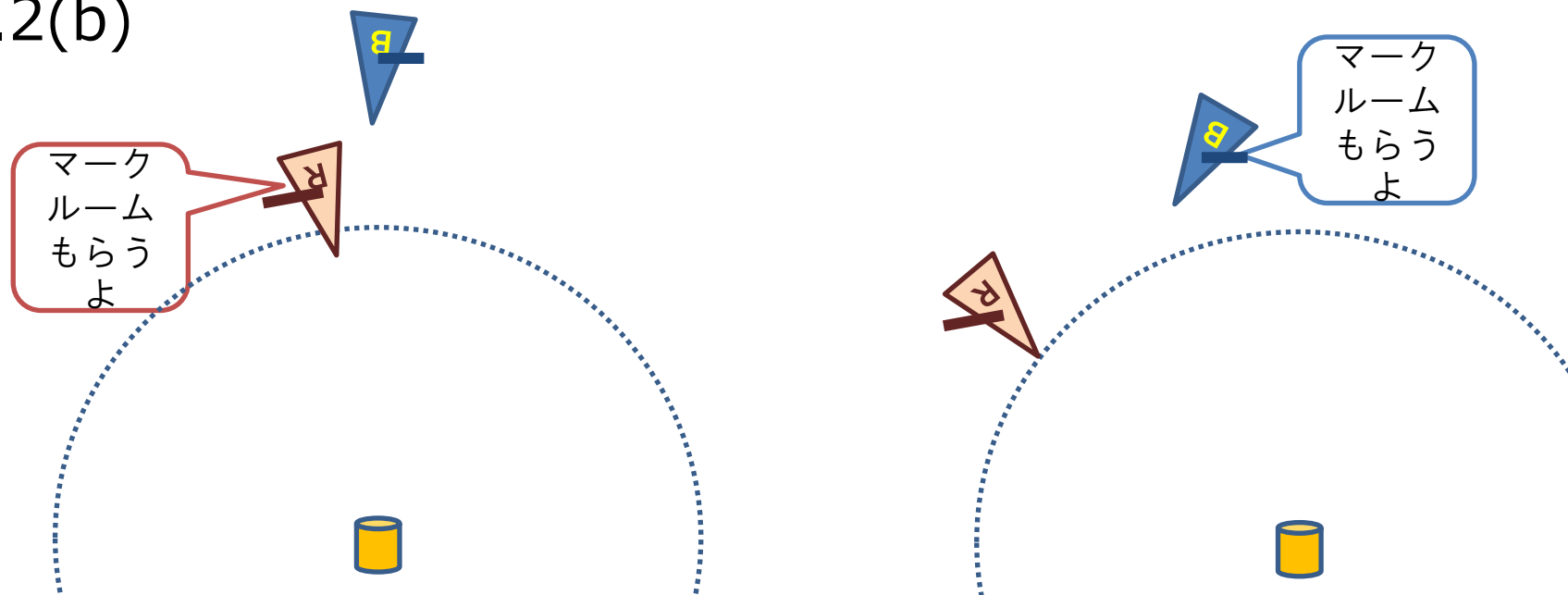


## RRS18 マークルーム①

少なくとも1艇がゾーン内にいる時に適用される

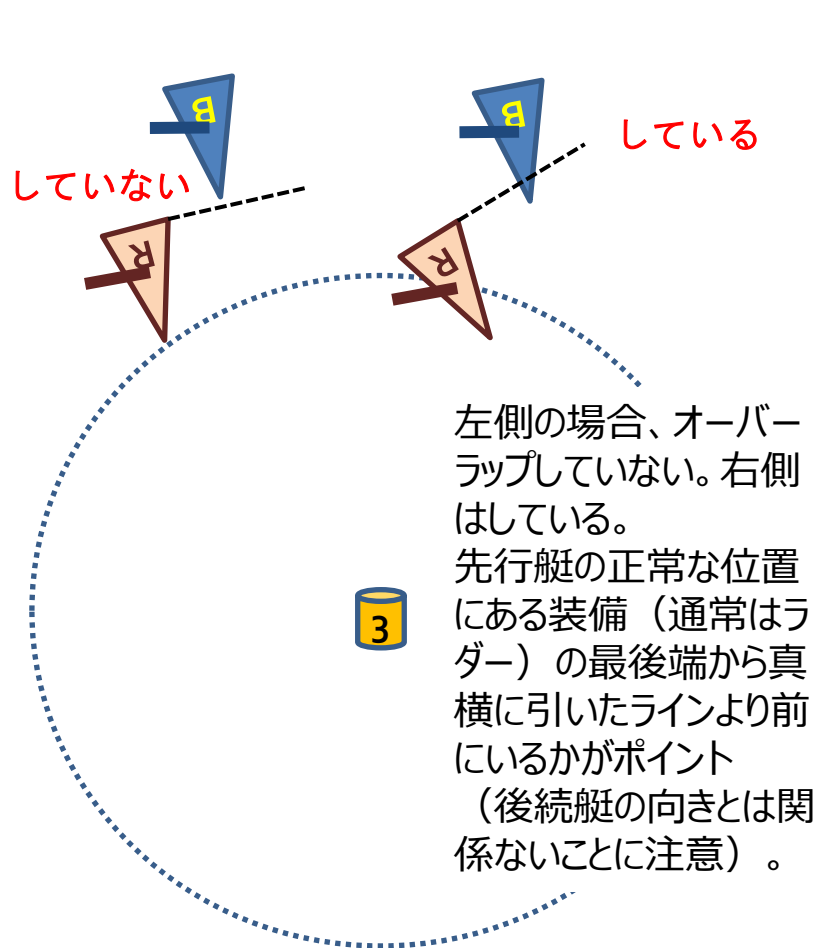
- ・ 艇がオーバーラップしている時、外側艇は内側艇にマークルームを与えなければならない 18.2(a)
- ・ 最初の艇がゾーンに到達した時にオーバーラップしている場合、その時点の外側艇はそれ以降、内側艇にマークルームを与えなければならない。クリアアヘッドの場合は、その時点で後続艇（クリアアスターン艇）は先行艇（クリアアヘッド艇）にマークルームを与えなければならない。

18.2(b)

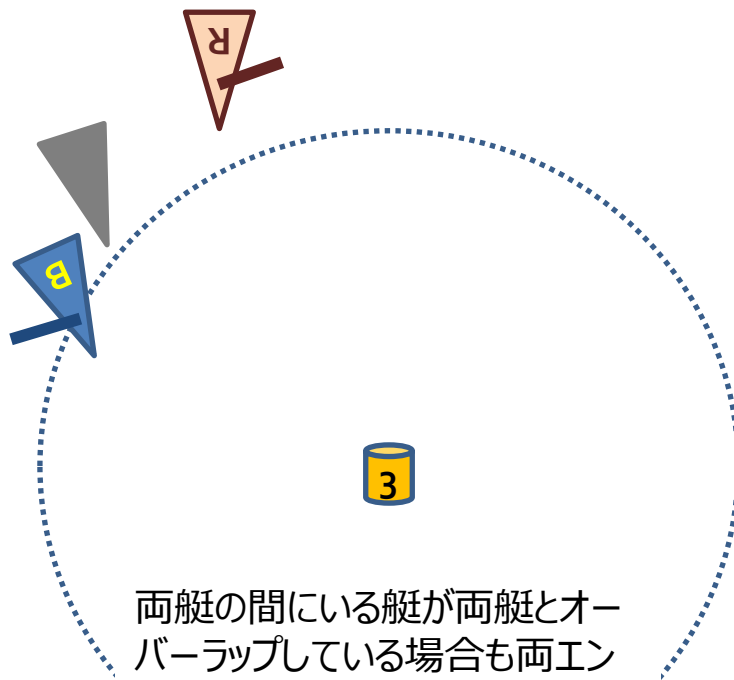


# RRS18 マークルーム②-1

## オーバーラップの成立について確認



## RRS18 マークルーム②-2 オーバーラップの成立について確認

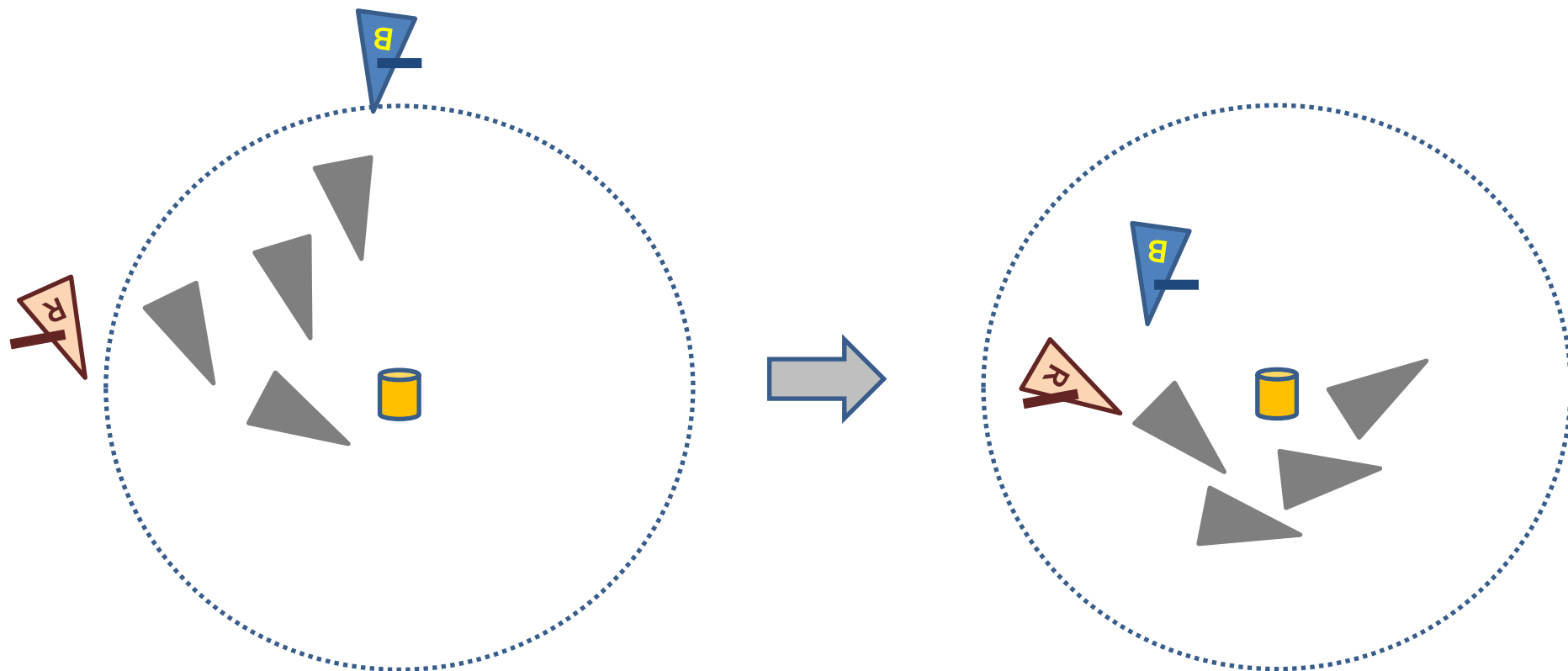


両艇の間にある艇が両艇とオーバーラップしている場合も両エンドの艇間でオーバーラップは成立する。  
この場合BとRはオーバーラップしている。BはRにマークルームを与えなければならない。

## RRS18 マークルーム③-1

Q. 以下の場合、先行艇 (R) と後続艇 (B) のどちらにマークルームがあるか？

- ・オーバーラップは成立しているか？
- ・最初にゾーンに達したのはどちらか？
- ・RRS18.2(b)は適用されるか？



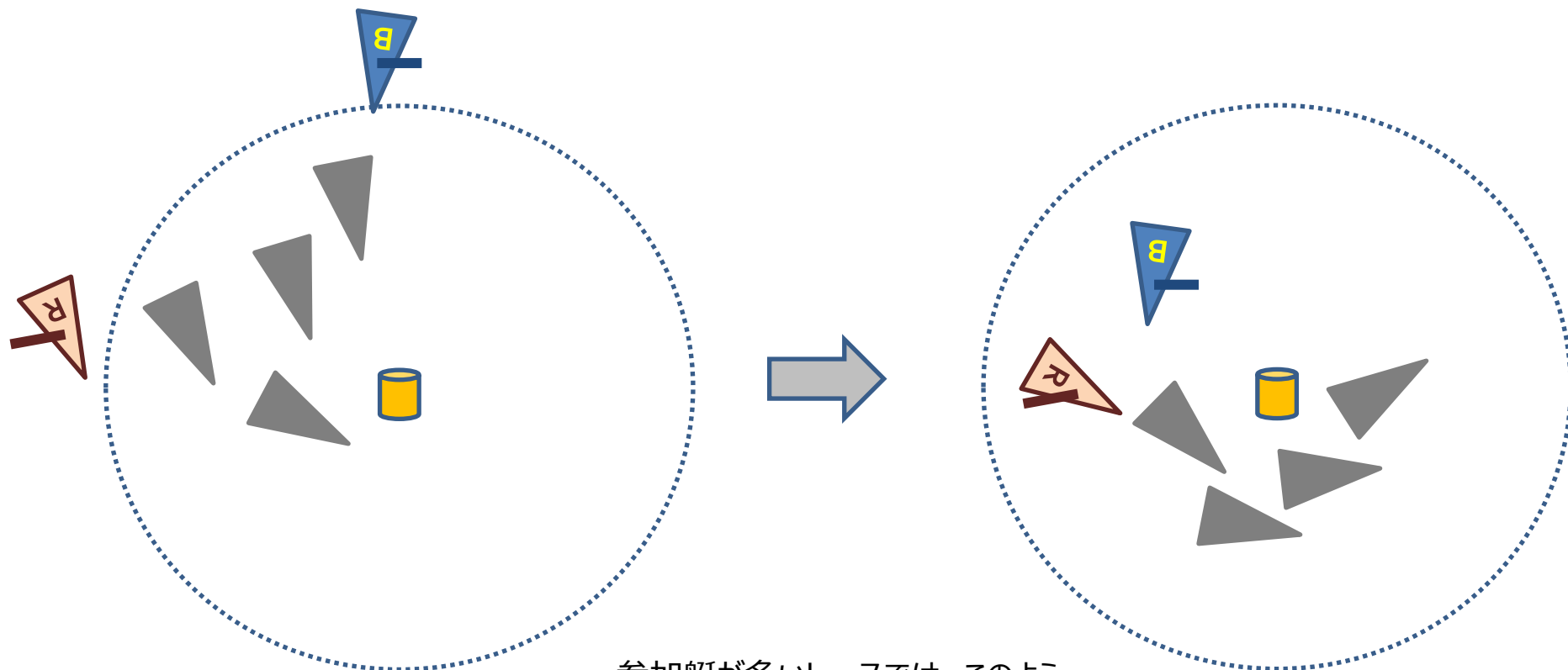
## RRS18 マークルーム③-2

最初にBがゾーンに達した時、オーバーラップしていない。

Bがゾーンに達した時、Rのクリアアヘッドではない。

→RRS18.2(b)は適用されない。

→RRS18.2(a)が適用され、外側艇（赤）が内側艇（青）にマークルームを与えなければならない。（Case2も参照）



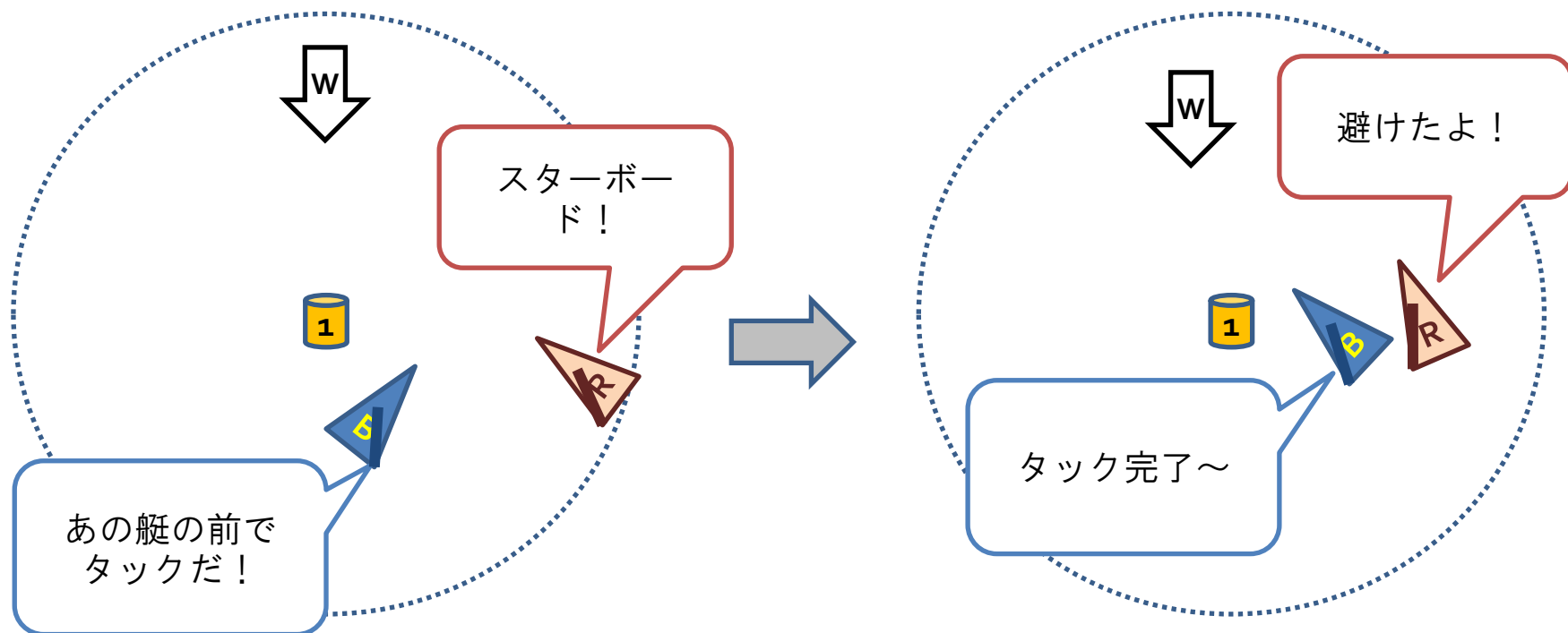
参加艇が多いレースでは、このような状況になる可能性はある。

## RRS18.3 マークルーム ゾーン内でタックする場合①

(条件)

- ・ポートに見て回るマークのゾーン内で、
- ・スターボードへタックし、
- ・タック後にマークをフェッチングする場合、

その艇は、ゾーンに入った時からスターボードだった艇を、接触を避けるためにクローズホールドより風上を帆走させてはならない。

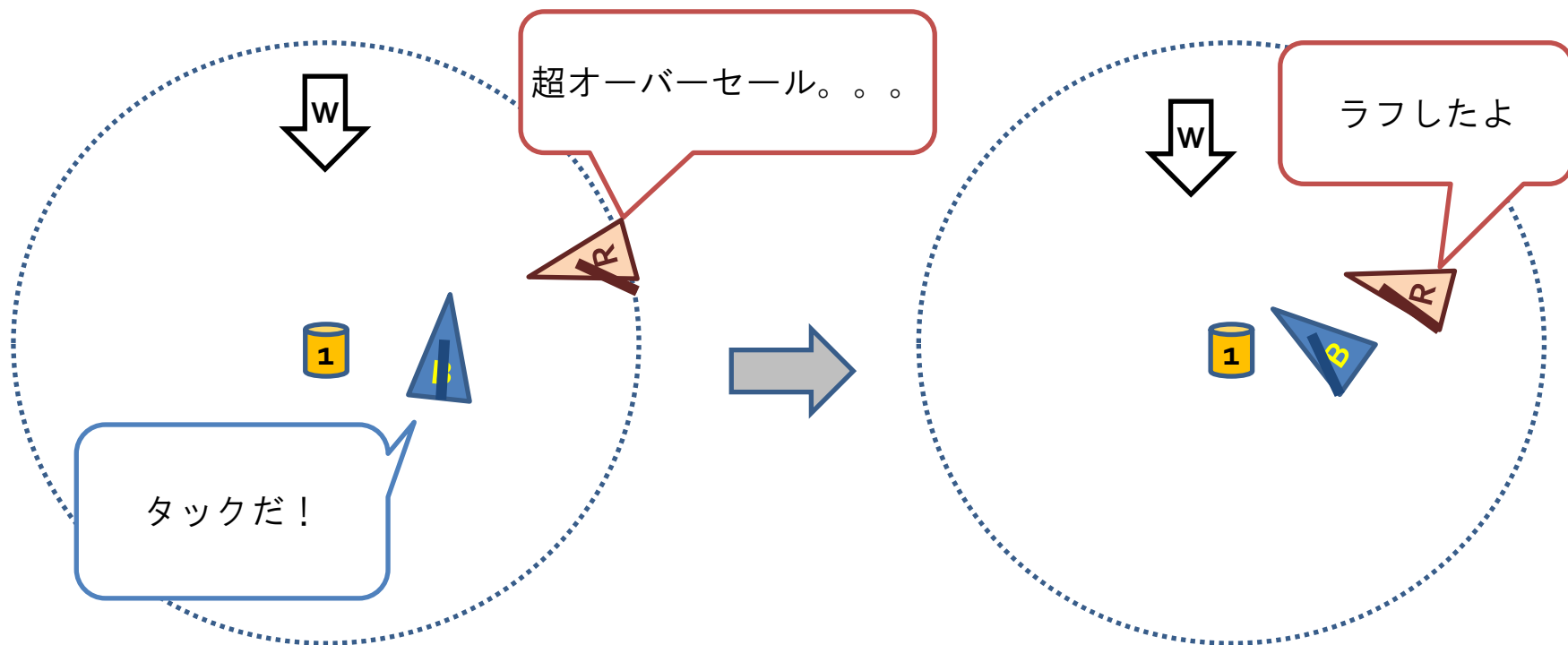




## RRS18.3 マークルーム ゾーン内でタックする場合②

この場合は？

スターボード艇がオーバーセールしてる時



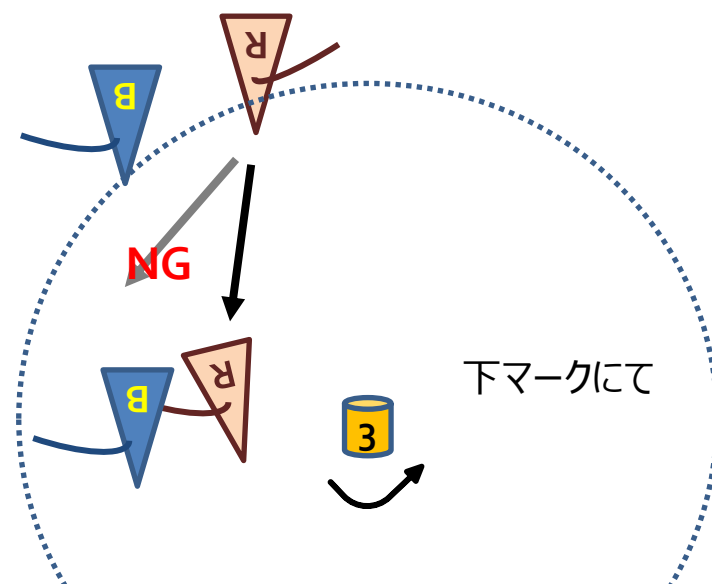
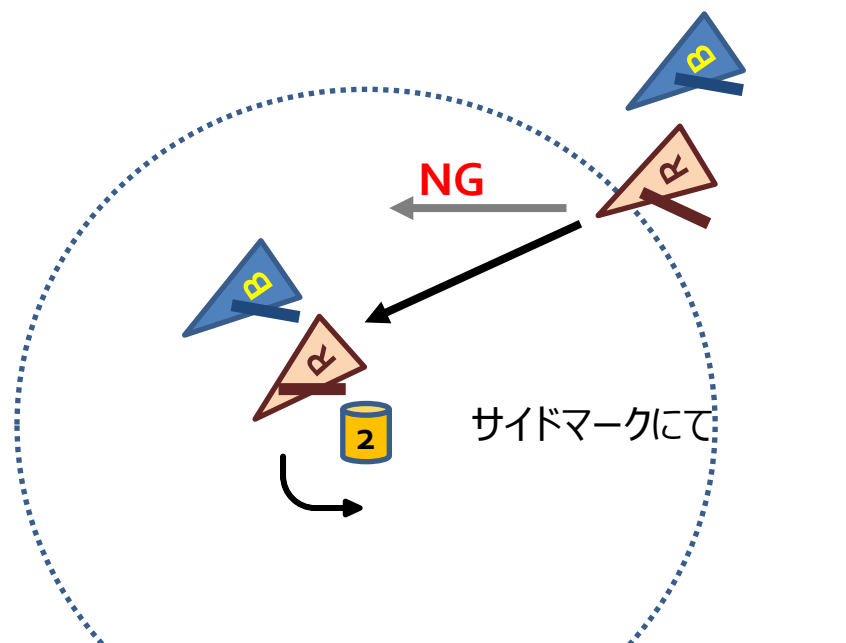
接触は回避させたかもしれないが、「クローズホールドより風上を帆走」させたとは言えない。

(ただし前ページの例も含めて、タッキング中に相手艇を避けさせたら13条違反になることに注意)

## RRS18.4 マークルーム ジャイブする場合①

内側にオーバーラップした航路権艇がプロパーコースを帆走するためにマークでジャイブする時

ジャイブするまではコースの帆走に必要な以上にマークから離れて帆走してはならない



上のどちらの図の場合でも、プロパーコースを帆走するにはマークでジャイブする必要がある。  
 Rはジャイブするまでは風下艇またはスターボード艇で航路権があるが、無制限にコースを外れることは出来ない（他艇を外に追いやるようなコースはとれない）。  
 ジャイブした後は、航路権は無くなるので、与えられたマークルームを帆走しなければならない。

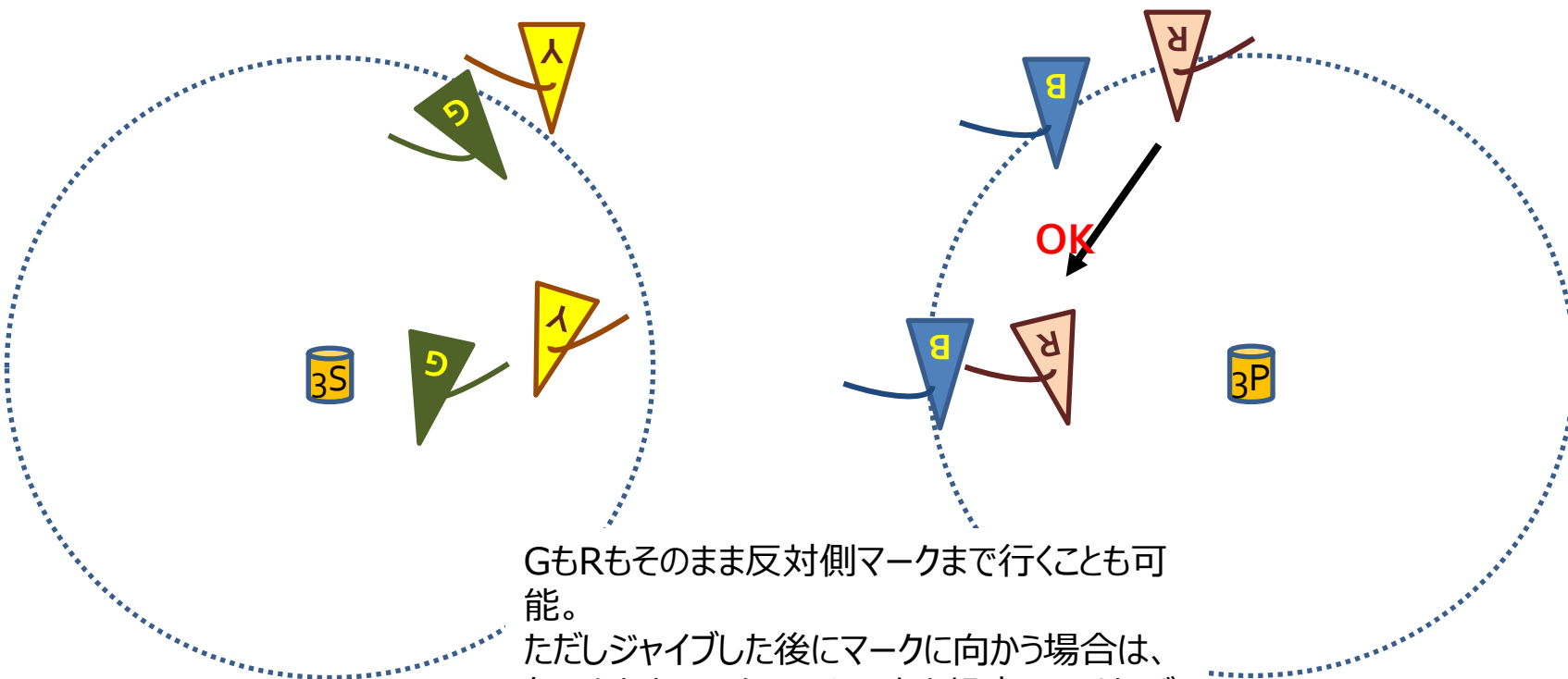
# RRS18.4 マークルーム ジャイブする場合②

## ゲートでは適用されない

Gは風下艇なので  
マークから離れて帆  
走できる。

ゲートにて

Rはスターボードなの  
で、マークから離れて  
帆走することもできる。



GもRもそのまま反対側マークまで行くことも可能。  
ただしジャイブした後にマークに向かう場合は、  
与えられたマークルームの中を帆走しなければならない。

# おしまい

RRS19（障害物）とRRS20（障害物において声をかけること）もレースに参加する艇にとって大事なルールです。ルールブックをよく読んで勉強しておきましょう。

## 【おまけ】

海外の艇に対して英語で主張したい時、英語の言い回しが分からなくても、単語レベルで主張したい用語を伝えましょう（たぶん通じます）。

- ①スターボード “Starboard”
- ②下=「上れ」の意で “Up”
- ③タック完了 “Tack complete”
- ④ルーム無いよ “no room”
- ⑤オーバーラップしてる（してない）よ “(No) overlap”
- ⑥そのまま行って。前通って良いよ。（「自分が避けるよ」の意で） “same tack” “go ahead” “keep going”

ルールで決まっている、かけなければならない言葉は以下の3つです。

“Protest” (RRS61.1)

“room to tack” (RRS20.1)

“you tack” (RRS20.2)

それ以外はレース中に伝えなければならない決まりは無いです。前ページの言い回しも、レース中に言う義務は無い。

ただし抗議書を書いたり、審問の場では使えないと困ることになります。

ルールブックを読み返して、原文にも目を通して、出てくる単語は覚えておくようにしましょう。